

仙台・東北復興取引拡大促進助成金・報奨金 交付の募集について

～仙台地域の中小企業の皆さまの販路開拓をサポートします！～

(公財)仙台市産業振興事業団では、優れた製品・サービスを持ち、かつ、販路拡大に意欲的に取り組む東北地域の中小企業者等の取引拡大を促進するため、下記のとおり新規取引の商談交渉に要する旅費の一部を助成するとともに、この商談交渉の結果、商談が成立した場合の報奨金を交付します。

記

1. 仙台・東北復興取引拡大促進助成金

○交付対象者

(公財)仙台市産業振興事業団に設置する東北ビジネスマッチングセンターが支援する中小企業者等(以下、「支援企業者」という。)及びその支援企業者と商談交渉する首都圏等の企業者(東北6県を除く。)とします。

○対象経費

交付対象者が、新規の取引を目的に行う、商談交渉に要する原則として3名以内の旅費(実費)とします。

ただし、旅費は、仙台市産業振興事業団職員等旅費規程で規定するビジネス開発ディレクターの旅費(日当を除く。)を上限とします。

○助成金額

上限額 10万円/件(千円未満切捨)

○助成率

対象経費の1/2以内

※「中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主です。

2. 仙台・東北復興取引拡大促進報奨金

○交付対象者

(公財)仙台市産業振興事業団に設置する東北ビジネスマッチングセンターが支援する中小企業者等(以下、「支援企業者」という。)及びその支援企業者と商談交渉する首都圏等の企業者(東北6県を除く。)とします。

○対象経費

交付対象者が、新規の取引を目的に実施した商談交渉の結果、商談成立し、その取引額が1件当たり100万円以上(税抜)のものとなります。

○報奨金額

支援企業

上限額 20万円/件

100万円以上の取引額(税抜)の10%の額(千円未満切捨)

支援企業者と商談交渉が成立した企業者

上限額 30万円/件

100万円以上の取引額(税抜)の10%の額(千円未満切捨)

※「中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主です。

詳しくは下記ホームページよりご確認ください。

<http://www.siip.city.sendai.jp/n/2012/0604/02.html>

(問合せ先) 公益財団法人仙台市産業振興事業団 〒980-6107 仙台市青葉区中央1丁目3番1号 AER7階 担当:地域産業振興部 梅澤、三浦 TEL 022-724-1212/FAX 022-715-8205
